

回 答 書

質問 番号	入札説明書ページ 図面等の番号 等	質 問 内 容	回 答 内 容
1	入札説明書P.1 (4) 2)	追加予定の波洲歩道橋撤去工事について、工事の参考額には見込まれていないということですが、想定されている予定工期にも見込まれていないという解釈でよろしいでしょうか。	波洲橋歩道橋撤去工事は、入札説明書に記載している予定工期には見込んでいません。
2	入札説明書P.1 (4) 1)	技術協力業務の技術提案の情報提供には、設計図面の編集・作成は含まれないと解釈してよろしいでしょうか。	設計図面の編集・作成は、含んでいません。ただし、施工会社が持つ特許工法などを採用した場合は、技術協力業務の受託者（優先交渉権者）が作成し、詳細情報の提供を求めます。
3	入札説明書P.1 (4) 1)	技術協力業務の技術提案の情報提供において、技術提案の実現に既設・架替橋梁本体の構造検討、仮設計算が必要となった場合は設計者が実施すると解釈してよろしいでしょうか。	技術提案の実現に必要な構造検討や仮設計算は、原則として設計者が実施するものとしませんが、提案内容に根拠を求める場合は、技術協力業務の受託者が構造検討や仮設計算を作成し、詳細情報を提供する必要があります。
4	入札説明書P.1 (4) 1)	技術協力業務契約後に設計協議回数(9回)に増減が生じた場合は、業務委託費を変更すると解釈してよろしいでしょうか。	基本的には、設計変更の対象として見込んでいませんが、発注者と協議の上、設計協議の増減が必要と判断された場合は、設計変更の対象とします。
5	入札説明書P.8 8	資料閲覧の依頼および現場踏査は複数回実施してもよろしいでしょうか。	資料閲覧および現地踏査の回数に制限はありません。
6	参考図1枚目	予備設計の「参考資料 都市計画線の位置関係について」の2通りの案に対して、各々の技術提案が必要でしょうか	案1と案2は予備設計時に検討した橋梁位置を示すものであるため、各々の技術提案は必要ありません。 当該事業は、都市計画事業の事業認可を受けて実施するものであるため、都市計画線（赤線）を遵守した設計が必要となることから、今後の詳細設計では都市計画線（赤線）の位置で橋梁架設位置の再検討が必要になります。 しかし、設計協議を実施していくなかで都市計画線の外側に別途橋梁の拡幅部分等を設けることにより、全体事業費の削減効果が見込まれる場合は、この限りではありません。